「ピープルファーストジャパン」会則

第１条（名称・所在地）

１．この会の名前を「ピープルファーストジャパン」といいます。
この会の全国事務局を、「ピープルファースト東久留米」内（東京都東久留米市八幡町２－１１－５９）におきます。

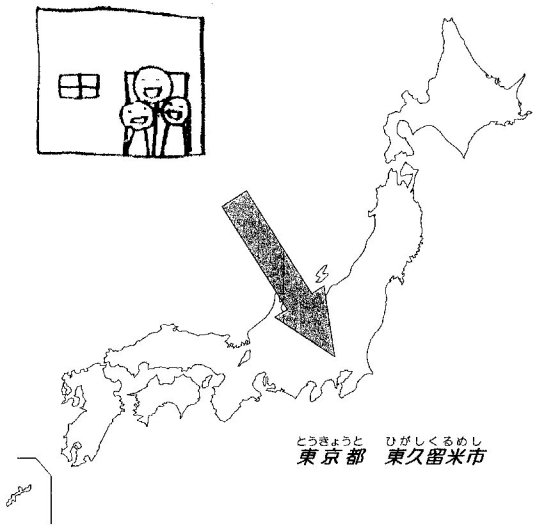

第２条（目的）

1，「わたしたちは、しょうがいしゃである前に人間である」という考えを最も大切にして、困難を抱えていても地域で当たり前に暮らせる社会をつくるために活動します。

・入所施設をなくす

・自立生活をするための
地域のサービスを増やす

・差別、虐待をなくす

・ピープルファーストを広めること

・その他必要と思われるときは、その時々に話し合いによってきめる

第３条（活動内容）

１，この会は、この会の目的を達成するために活動することとします

（１）わたしたちの権利を主張し訴える

（２）入所施設に「入るな「入れるな」「出よう」「出せ」と訴え

施設の問題とたたかう

（３）制度やサービスについて勉強し、自分の権利、仲間の権利を訴える

（４）仲間の相談にのって、一緒によく考えて、人権侵害事件に対して抗議する

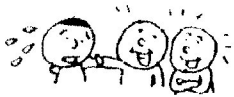

（５）多くの人にわたしたちの主張を訴え、仲間を増やして協力をしていく

第４条（会員）

１，この会は、社会生活をおくる上で、困難を抱える当事者の会です。
この会の目的に賛同し、一緒に活動していく気持ちのある人なら
誰であっても入会できます。

（１）当事者を「正会員」とします。

（２）支援者を「アドバイザー会員」とします。

（３）応援してくれる人を「協力会員」とします。

正会員

アドバイザー会員

協力会員

第５条（会員の責任）

1，この会に入会する人は、何らかの役割をもって、積極的にこの会をよくしていくことを必要とします。

2，この会に入会する人は、会の中で、何らかの問題が起きた場合、役員・全国委員・本人の話し合いなどにより解決することを必要とします。

3，この会に入会する人は、この会に会費を納めなければなりません。

4，この会に入会する人は、次の約束を守ることとします。

（1）何かを決めるとき自分たちで選んで
自分たちで決める

（2）自分の考えをわかりやすく伝え、人の話をよく聴く

（3） 難しいこと　わからないこと　こまったことがあったら
支援を求める

（4）話し合いで決まったことを守る

（5）仲間たちがこまったときには、助け合う

（6）仲間たちの秘密を守る

（7）仲間たちにうそをつかない

（8）仲間たちを自分だけがよくなるために利用しない

（9）仲間たちに特定の宗教、政党、団体をすすめさそってはならない

（10）仲間たちにお金や物を求めたり、仲間たちのお金や物をとらない

第６条（会費）

１，この会の会費は、つぎのようにします。

（１）正会員の年会費は、１，０００円とします。

（２）アドバイザー会員の年会費は、２，０００円とします。

（３）協力会員は、一口５，０００円とします。

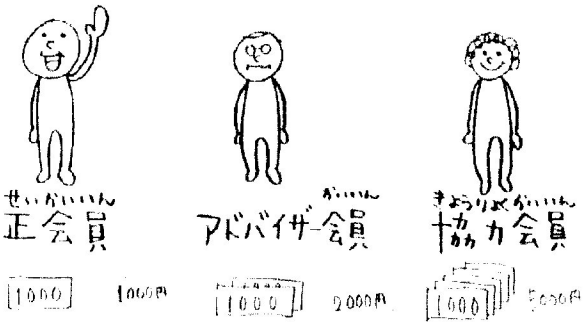

第７条（組織）

1，各独立組織

各独立組織は、それぞれの地域で、ピープルファースト運動を

すすめる各団体および個人です。

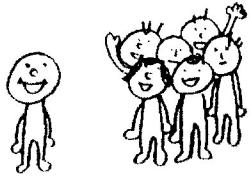

2，市町村委員会

市町村委員会は、各市町村内の独立組織がともに協議し、

活動する集まりです。

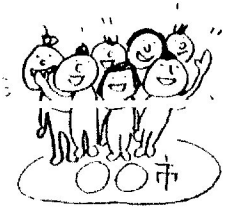

3，都道府県委員会

都道府県委員会は、各都道府県内の市町村委員会がともに協議し、

活動する集まりです。

4．ブロック委員会

（1）ブロック委員会は、（2）で分けた6つのブロック内の都道府県委員会がともに協議し、活動する集まりです。

（2）全国を6つのブロックに分けることとします。

①北海道・東北ブロックは、次の都道府県でつくられます。

（北海道・青森県・秋田県・岩手県・山形県・宮城県・福島県）

①関東ブロックは、次の都道府県でつくられます。

（茨城県・栃木県・埼玉県・群馬県・千葉県・東京都・神奈川県）

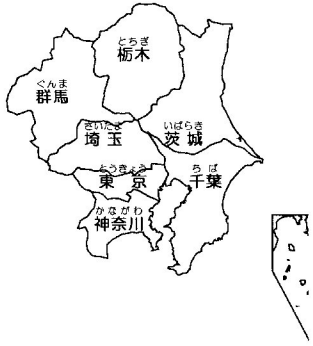

③中部・東海ブロックは、次の都道府県でつくられます。

（山梨県・静岡県・長野県・愛知県・岐阜県・新潟県・富山県
・石川県・福井県）

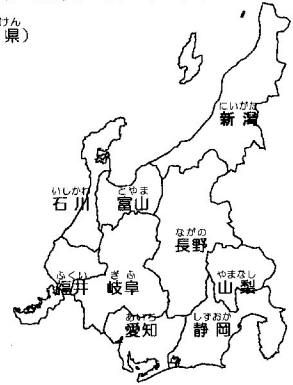

④近畿ブロックは、次の都道府県でつくられます。

（三重県・滋賀県・京都府・奈良県・和歌山県・大阪府・兵庫県）

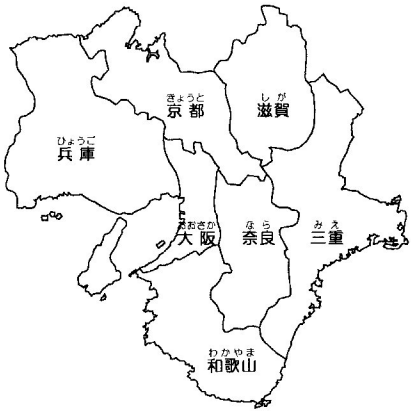

⑤中国・四国ブロックは、次の都道府県でつくられます。

（岡山県・島根県・広島県・鳥取県・山口県・香川県・徳島県
愛媛県・高知県）

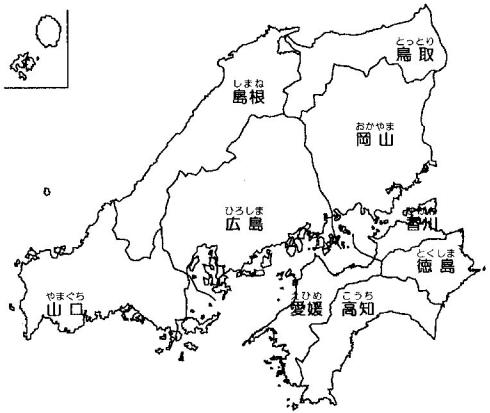

⑥九州・沖縄ブロックは、次の都道府県でつくられます。

（福岡県・大分県・佐賀県・長崎県・熊本県・宮崎県・鹿児島県
沖縄県）

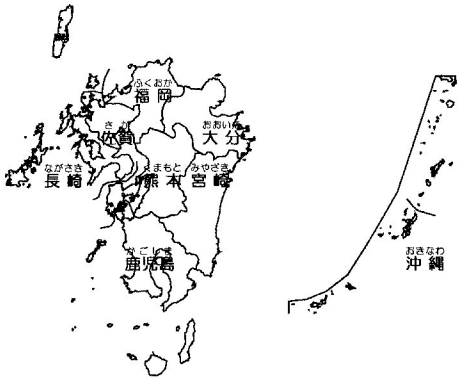

（３）ブロック委員会の運営のために、各ブロック委員会内で協議し代表２名を選出することとします。

５、この会は、会の運営のために、全国委員会をおきます。
全国委員会は、６つのブロック委員会より選出された代表２名合計１２名とします。

6， この会は、会の事務のために、「全国委員会事務局」をおきます。
全国委員会事務局は、この会の事務と連絡、調整を行う上で
中心となる部です。

7， 各独立組織、各委員会、全国委員会事務局の責任
情報、提案、検討内容等を伝えることや協議をして、意見を
集約することや、会費を集め管理し、会計を行います。

第８条（役員）

１．この会は、会の運営のために、つぎの役員をおきます。

（１）会長　１名

会長は、この会を代表します。

（２）副会長　２名

副会長は、会長を助け、会長が不在のときには、会長の代役となります。

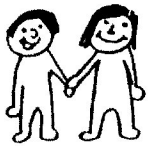

（３）事務局長　１名

事務局長は、この会を運営するうえでの事務および会計、連絡、調整の責任をおいます。

（４）書記　２名

書記は、会の記録や会議の記録をつくり、管理します。

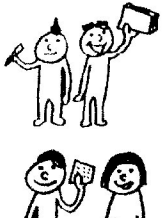

（５）会計監査　２名

会計監査は、会の会計が正しく行われているかを確認します。

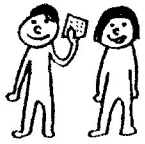

第９条（役員の選出）

１，役員の選出は、全国委員会が行い、総会で決定します。

（１）役員は、全国委員会１２名の中から選出し、事務局長は全国委員会事務局の中から選出し、全国委員会が総会に提案します。

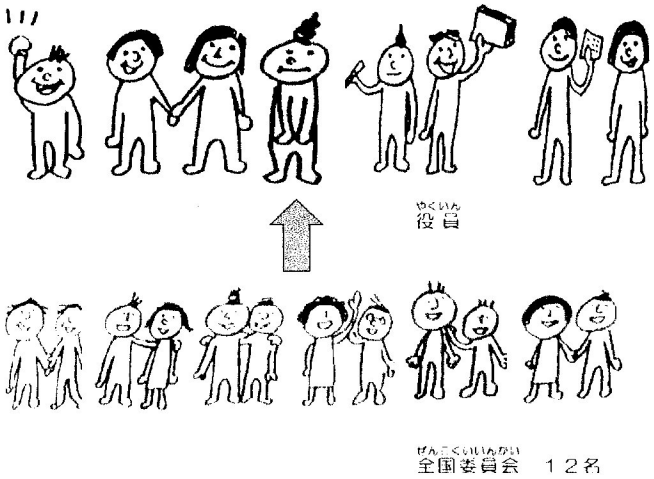

（２）総会において、全国委員会の提案を承認します。

第１０条（役員の任期）

1．役員の任期は、２年としますただし続けてもよいこととします。
また、年度の途中で役員が欠けたときは全国委員会の中より選出することとします。

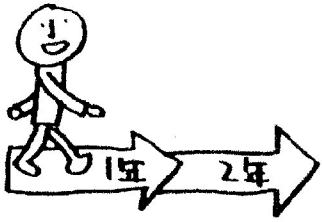

第１１条（総会）

1，総会は、ピープルファーストジャパンの一番大切なことを決める会議です。

2，総会は１年に１回、年度のはじめに、前の年度の活動報告や決算（お金の使われ方）、その年度の活動計画や予算案（お金を使う予定）を話し合う定期総会と、必要に応じて行う臨時総会とします。

3，総会開催の呼びかけは、全国委員会で話し合って、会長が行うこととします。

4，総会の議案は、全国委員会がまとめて提案することとします。

5，総会は、委任状を含めて正会員数の過半数で成立することとします。

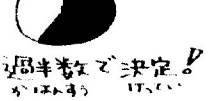

6，総会の議長は、全国委員会が正会員の中から推薦し、指名します。

7，総会での議決権は、正会員のみが持つものとします。

8，総会での議決は、出席正会員の過半数の同意をもって決めます。

第１２条(全国委員会の会議)

1，全国委員会はピープルファーストジャパンの活動を行うために一年に２回定例会を開きます。その他、役員の判断により、話し合いが必要な場合は、会長が開催を委員に呼びかけることとします。

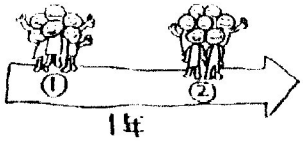

第１３条(会計)

この会は、会員の会費、助成金、寄付金などによって運営されることとします。

（１）この会の会計は、事務局長が行います。

（２）この会の会計年度は、その年の４月１日にはじまり翌年３月３１日までとします。

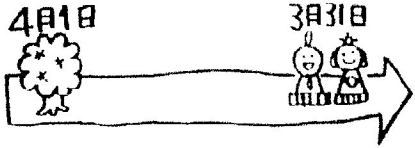

その他

この会則に定めないことで、「ピープルファーストジャパン」の運営に必要なことは別に定めることとします。

付則

１．この会則は、２００４年９月１９日から使うものとします。

（一部改正）

１．この会則は、２００６年６月１６日に一部改正して使います。